

## 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

東大和市地区計画区域内建築条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条中「「建ぺい率」を「建蔽率」に、「同表建ぺい率の最高限度の欄」を「同表建蔽率の最高限度の欄」に改める。

第10条の見出し中「さく」を「柵」に改め、同条中「さくの構造は」を「柵の構造は」に、「同表垣又はさくの構造の制限の欄」を「同表垣又は柵の構造の制限の欄」に改める。

第12条第2項中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第52条第6項」を「第52条第7項」に改める。

別表第2の1の項及び2の項中「建ぺい率の最高限度」を「建蔽率の最高限度」に、「垣又はさくの構造の制限」を「垣又は柵の構造の制限」に改め、同表3の項中「建ぺい率の最高限度」を「建蔽率の最高限度」に、「垣又はさくの構造の制限」を「垣又は柵の構造の制限」に、「別表第二（り）項」を「別表第二（ぬ）項」に改め、同表4の項から8の項までの規定中「建ぺい率の最高限度」を「建蔽率の最高限度」に、「垣又はさくの構造の制限」を「垣又は柵の構造の制限」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の3の項の改正規定（「別表第二（り）項」を「別表第二（ぬ）項」に改める部分に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。